

東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例

平成23年6月28日

条例第4号

(趣旨)

第1条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「災害特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）の被災者に対し岩手県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免については、この条例の定めるところによる。

(減免)

第2条 岩手県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、平成23年3月11日に災害特別法第2条第3項に規定する特定被災区域に住所を有していた者（同日以降、他の市町村に転入した者を含む。）であり、かつ東日本大震災による被害を受けたことにより次の各号のいずれかに該当する被保険者について、保険料を別に定める基準により減免することができる。

- (1) その者の属する世帯の主たる生計維持者の住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたもの
- (2) その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの
- (3) その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの
- (4) その者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれるもの
- (5) その者の属する世帯の主たる生計維持者以外のものの行方が不明であるもの又は重篤な傷病を負ったもの
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの
- (7) 原災法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの
- (8) 特定避難勧奨地点（原災法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っているもの
- (9) 前各号に準ずる者として広域連合長が認めたもの

2 前項の規定は、平成22年度の保険料額であって平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する額及び平成23年度の保険料額であって平成24年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する

額について適用する。ただし、同項第2号又は第5号に該当する場合で、平成24年3月31日までの間にその行方が明らかとなったときは、その行方が明らかとなった日の属する月の前月までの間とし、同項第6号及び第7号に該当する場合は、当該指示があった日の属する月から、同項第8号に該当する場合は、当該特定を受けた日の属する月からとし、当該指示又は特定が解除された地域については、広域連合長が別に定める月までとする。

(申請)

第3条 前条の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

(減免事由の消滅)

第4条 第2条の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合、直ちにその旨を広域連合長に申し出なければならない。

(減免の取消し)

第5条 広域連合長は、第2条の規定により保険料の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを遅滞なく取り消すものとする。

(1) 減免を受けた者の資力の回復、その他事情の変更により減免が不相当と認められるとき

(2) 偽りの申請、その他不正の行為によって減免を受けたものと認められるとき

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する平成22年度の保険料及び平成24年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する平成23年度の保険料について適用する。